

平成 28 年 3 月

お客様各位

一般社団法人 日本火災報知機工業会



点検の必要性と点検時に確認すべき主な事項

(自動火災報知設備の適正な維持管理のために)

1 点検の必要性

消防法では自動火災報知設備の適切な維持管理のために、点検の実施が義務付けられています。

自動火災報知設備は火災の早期発見に有効な設備です。平成 25 年度版「火災事例に学ぶ」によれば、火災時において効果的に作動した割合は 97.9%です。

効果的に作動しなかった原因は、ベル停止、電源遮断、受信機設置場所に人がいない、誤結線、受信機の警戒区域名が不明、未警戒区域からの出火等です。

ほとんどが点検で確認ができる事項であり、点検で指摘し、指摘事項を改修することで適切な設備の維持管理ができます。

指摘事項の放置は火災時に被害が拡大する要因となります。

点検時の不備を記載せず虚偽の報告を行うと処罰の対象となり、点検者だけでなく建物の防火管理を行う法人も処罰の対象となります。

2 点検実施状況の確認

点検内容の詳細は消防法で点検基準、点検要領が定められています。

特に下記の項目が確実にに行われているか、防火管理者は注意して確認願います。

① 感知器の外観

汚れのひどい感知器、変形した感知器は誤作動や不作動の原因となるので、感知器の交換や防止対策を提案しているか。

② 蓄電池の交換

蓄電池は製造年を確認し、5 年を経過した場合は交換を提案しているか。

③ 警戒区域名の確認

感知器の作動試験時は受信機で火災警報した警戒区域名を確認しながら火災復旧を行っているか。

④ 適正な試験器の使用

点検用の試験器は感知器に適合した試験器を使用しているか。

破損していないこと、期限内に校正しているか。

⑤ 煙感知器の感度試験

総合点検で全数の煙感知器の感度試験を行っているか。

但し自動試験機能付は感度試験が免除される。

⑥ 不良内容の報告

表示灯の球切れ、感知器の不作動、表示違い等正常状態でない機器・設備についての報告があるか。

⑦ 設備内容と受信機の機能把握

建物により他の設備への連動、操作方法が異なることがあり、点検者が設備内容と、受信機等の取扱を把握しているか。

⑧ 未点検箇所の記録

点検できなかったものは場所・機器種別、理由を記録しているか

3 定期交換部品の交換提案と長期修繕計画の立案

① 定期交換部品の交換提案

蓄電池、LCD（液晶ディスプレイ）、CRTディスプレイ、スイッチング電源、ハードディスク等を使用している場合は、製造年を確認し交換の提案をしているか。

② 長期修繕計画の立案

設置後 10～15 年経過した設備は経年劣化により不具合箇所の発生が多くなっています。電子部品の生産中止により補修用基板等の生産ができなくなり、修理できない機器が増加しています。

防火管理者は早めに長期修繕計画を立てることが望ましい。

4 自動火災報知設備の維持管理は防火管理者の責務

① 消防法への適合

消防法の改正に適合しているか防火管理者は確認願います。

消防法改正の例：雑居ビルの安全向上のため特定 1 階段等防火対象物の規制が強化され、新たに点検が必要となる防火対象物がある。

② 防火管理者は消防計画に定めた自主点検を行う

自主点検では表示灯の不点灯、受信機のベル停止がされていないこと、用途変更・間仕切り変更による未警戒、感知器の破損・変形・脱落等を確認する。

③ 法定点検は防火管理者等が立会う

受信機のスイッチ操作確認、連動停止の確認等のため、点検の内容を理解するためにも下記の場合は防火管理者の立会が望ましい。

- ・点検開始時に受信機のスイッチを操作する時
- ・移報試験、連動試験、感度試験、音量測定を行う時
- ・不良内容と整備内容を確認する時
- ・点検終了時に受信機のスイッチを元に戻す時

点検の必要性和点検時に確認すべき事項を、良くご理解いただき、自動火災報知設備の適正な維持管理を確実に実施願います。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル（新台東）

TEL 03 (3831) 4318 FAX 03 (3831) 4365 H27